

	対 象	交付要件	助成内容	対象となる事例
店舗等整備事業	町内の店舗などの改装または関連施設の整備をし、営業するもの	対象経費（賃借料以外）の合計額が50万円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>改装工事費・設備備品購入費・関連施設整備費の合計額の1/2（上限150万円）</li> <li>土地・店舗・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年40万円、3年間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな事業を行うための空き店舗の改装</li> <li>集客力を向上させるための営業中の店舗内部の改装</li> <li>営業を目的とした一般住宅の店舗への改装</li> <li>来客者の利便性向上のための駐車場整備</li> <li>広告宣伝効果を向上させるための看板の改装</li> </ul>
地場産品開発事業	新たな地場産品の開発のための調査、研究、試作など	対象経費の合計額が20万円以上	コンサルティング委託費、原材料費、外注加工費などの合計額の3/4（上限100万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内産の農産物を使用した加工品の試作</li> <li>町内の事業所で製造された加工品を利用した新たな商品の試作</li> </ul>
	新たな地場産品の販路拡大のための市場調査など		コンサルティング委託費、旅費などの合計額の3/4（上限100万円）	コンサルタントに依頼して行う市場調査
	新たな地場産品の道外での展示会や見本市への出展など	対象経費の合計額が20万円以上（出展物が開発から5年以内）	小間料、小間内装飾費、旅費などの合計額の3/4（上限100万円）	道外で行われる物産展への地場産品の出展
商工観光活性化事業	生産性・集客力の向上または販売促進のための新たな取り組み	対象経費の合計額が20万円以上	コンサルティング委託費、小間料、旅費などの合計額の3/4（上限100万円） 設備備品購入費の1/2（上限50万円） 設備備品年間賃借料の1/2（上限40万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産・販売拡大のための製造機械の購入</li> <li>売上管理業務の効率化のためのソフトウェアの購入</li> <li>専門家に依頼して行う新たな販売促進方法の調査研究</li> </ul>
	新たな広告宣伝、商工業イベントの取り組み		コンサルティング委託費、小間料、旅費などの合計額の3/4（上限100万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告宣伝効果の向上が図られるホームページの作成（専門家に依頼するなど）</li> <li>事業者による集客のための新たな観光イベントの実施</li> </ul>
	新たな観光資源の調査研究			
	新たな観光イベント、集客向上の取り組み			
人材育成事業	業務に関する知識や技術の習得のための研修	対象経費の合計額が10万円以上（研修受講者が町民）	研修費、旅費の合計額の1/2（上限1人当たり15万円）	業務に直接関係する知識を修得することができる研修の受講
人材確保事業	人材確保のための新たな取り組み	対象経費の合計額が10万円以上	コンサルティング委託費、小間料、使用料などの合計額の2/3（上限1事業者当たり50万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用コンサルタントに依頼</li> <li>合同企業説明会への参加</li> <li>求人ウェブサイトへの登録</li> </ul>

（注）新十津川町商工会に加入していることが条件となります。

◆事業実績

年度	事業内容・件数
平成29年度	事務所改装1件、研修受講1件、地場産品出展1件、地場産品試作1件
平成30年度	農産物直売所新築1件、店舗などの改装7件、看板更新1件、設備備品の購入4件、販売促進などの取り組み1件、研修受講1件
令和元年度（見込み）	店舗などの新築2件、店舗などの改装4件、設備備品の購入7件、販売促進などの取り組み1件、技術習得のため1件

# 事業者の取り組みを支援します



事業に着手する前に申請し決定を受ける必要があります。  
決定を受ける前に事業に着手した場合は、助成を受けることができませんので、ご注意ください。

手続きや予算などの関係から、決定までに時間を要する場合があります。希望される時期に事業を実施できない場合がありますので、お早めにご相談ください。

## 1 企業振興促進制度

町内における企業施設の新設や増設、設備投資を支援します。

### 対象

内 容	交付要件
新 設	投資額1,000万円以上
増築または設備投資	投資額 500万円以上
町有地への移転	投資額1,000万円以上



### 助成内容

- 固定資産税の課税を10年間（償却資産は5年間）免除
- 投資額の20%を助成（上限3,000万円、交付上限年間1,000万円）
- 施設設備の賃貸料の20%を3年間助成（上限年間100万円）
- 新規正規雇用者（町民）の年間賃金支払額の5%を3年間助成（上限1人当たり年間25万円、総額年間500万円）
- 町外の新規正規雇用者が町民となった場合、1人当たり年額30万円を最長で3年間助成

### ◆事業実績（過去3年間）

平成29年度～新設2件 平成30年度～新設2件 令和元年度～新設1件、設備投資1件

## 2 中小企業者応援制度

中小企業者のさまざまな取り組みを応援します。

### 対象事業と助成内容

	対 象	交付要件	助成内容	対象となる事例
店舗等整備事業	町内に店舗など（プレハブを含む。）を新築し、営業を開始したもの	対象経費（賃借料以外）の合計額が100万円以上	新築工事費・設備備品購入費の合計額の1/2（上限200万円） 土地・プレハブ・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年50万円、3年間） 【農産物の直売を目的】 新築工事費・設備備品購入費の合計額の3/4（上限400万円） 土地・プレハブ・設備備品の年間賃借料の1/2（上限年100万円、3年間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗の新築</li> <li>事務所の新築</li> <li>工場の新設</li> <li>農産物の直売所を開設するためのプレハブの新設</li> </ul>